

町営住宅の入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

募集期間

9月1日(火)～12日(土) (消印有効)

応募方法

宮城県住宅供給公社東部支社（石巻市東中里一丁目11番2号）および南三陸町役場建設課において配布する応募用紙に必要事項を記入の上、宮城県住宅供給公社東部支社に郵送でお申し込みください。

入居の要件

町営住宅には、以下の要件を全て満たしている人が入居できます。

- ・住宅に困っていること
- ・世帯の月額所得金額が基準額以下であること
 　＜基準額＞ 通常の世帯…158,000円
 　　　　　　　高齢者のみの世帯や子育て世帯など…259,000円
- ・税を滞納していないこと
- ・暴力団員などでないこと
- ・同居親族がいること（高齢者などは単身可）

その他

- ・家賃は、部屋の広さや所得金額によって異なります。
- ・応募が重複した場合は、抽選により入居予定者を決定します。

☎ 宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎0225-85-0296

郵便局窓口の昼時間帯の営業休止のお知らせ

日本郵便では地域の特性に応じた効率的な業務運営を行う必要があることから、窓口営業時間について昼時間帯の業務運行体制を確保する観点で、昼時間帯（60分間）の窓口休止を8月31日(月)から開始しています。

町内における実施局および昼休止時間は右記のとおりです。ご理解くださいますようお願いいたします。

◎昼休止時間

志津川郵便局 11時30分～12時30分
歌津郵便局 12時～13時

☎ 志津川郵便局 ☎46-3660

行政相談 月間

行政に関する困りごとはありませんか？

9月1日(火)から10月31日(土)までの2か月間は「行政相談月間」です。

行政相談は、行政の仕事やサービス、各種制度の手続などに関し、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

9月は第2、第4木曜日に加え、次の日程・場所でも行政相談を行います。

◎ 相談日時および場所 ◎
9月16日(水) 午前10時～正午
歌津総合支所 検診室

南三陸町担当行政相談委員



高橋才二郎さん
(歌番所)



佐藤 和文さん
(沼田)

☎ 総務課 総務法令係 ☎46-1370

起業支援補助金制度

起業化計画の2次募集を行います

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に事業所を有する個人、団体または法人（個人の場合は、町内に住所を有することまたは有する見込みのあること）
- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人
- ・町税などを滞納していない人

◆補助対象事業（一部掲載）

- ・新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること
- ・継続が見込まれる事業であること
- ・宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動ならびにこれらに類似する事業でないこと

◆補助対象経費

- ①施設設備費
 - ②雇用経費（対象期間は3カ月以内）
- ※①②のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除く。
※補助対象となる経費は過去に着手した経費は対象外。

◆補助額

補助対象経費の4分の3以内の額

◆補助限度額

200万円
※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明がある人は、50万円を上限に加算することができます。

◆募集期限

9月30日(水)まで

補助対象事業の要件、応募方法の詳細などについては、令和8年度南三陸町起業化計画2次募集要領をご覧ください。（商工観光課備え付けのほか、町ホームページからもご覧いただけます。）



☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～9月11日は「交通事故の防止に向けた活動を行う日」です～
9月21日から30日までの期間に秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けましょう。

秋口には、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れや夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中、自転車乗用中の死亡事故が増加する傾向にあります。自転車乗用中のヘルメット着用の徹底や自動車乗車中の後部座席のシートベルトの着用の徹底、そして、重大事故の原因となる飲酒運転の根絶に向けて、家庭や職場でも交通安全に対する意識を高めましょう。

秋の全国交通安全運動の運動重点

- 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

「交通事故死ゼロを目指す日」について

毎年、全国的に多くの方が交通事故により死傷しています。このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として9月30日から「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。町民一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践し、加害者にも被害者にもならないように、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376